

全国健康福祉祭参加者派遣等事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、健康及び福祉に関する積極的、かつ総合的な普及啓発活動の展開を通じ、高齢者を中心とする国民の健康の保持・増進，社会参加，生きがいの高揚を図り，ふれあいと活力のある長寿社会の形成に寄与することを目的として開催される全国健康福祉祭（以下「福祉祭」という。）へ参加者を派遣することにより，京都市における高齢者の生きがいの充実，社会参加の推進等を図ることを目的とする。

(参加者)

第2条 参加者は一般公募のうえ，種目ごとの予選会により決定する。

(参加経費)

第3条 福祉祭参加に要する経費の負担は次のとおりとする。

- (1) スポーツ交流大会等の参加料については，原則として京都市が全額負担する。
- (2) 選手の選考に要する経費については，選考のために予選会を行う競技団体等に対して，京都市がその経費の一部を負担する。
- (3) 参加者の交通費等の経費については，京都市がその一部を負担する。

(委託)

第5条 全国健康福祉祭参加者派遣等事業は，市長が適当と認める公益的団体へ委託することができる。

(関係機関との連携)

第6条 本事業の目的を達成するため，関係行政機関，受託団体及び各競技団体等は，相互に連携を保ち，事業の円滑かつ効果的な運営に努めるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか，事業の実施について必要な事項は，この事務を所管する局の長が別に定める。

附 則

この要綱は，昭和63年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は，決定の日から施行する。(平成2年4月16日決定)

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。(平成10年4月1日決定)

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。(平成12年4月1日決定)

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。(平成14年4月1日決定)

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。(平成16年3月31日決定)